

河北町障がい者活躍推進計画

河北町・河北町教育委員会

機 関 名	河 北 町	河北町教育委員会
任命権者	河北町長	河北町教育委員会（教育委員会職員は河北町長部局からの出向者であり、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定により、河北町と併せて障害者任免状況通報書を提出しています。）
計画期間	令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）	
障害者雇用に関する課題	<p>河北町では、これまで積極的に障がい者の雇用に努め、令和7年6月1日時点の雇用率は3.77%であり、令和7年度の法定雇用率2.8%を達成しています。</p> <p>令和8年7月1日より法定雇用率が3.0%に引き上げとなり、今後も新たな法定雇用率が設定される予定であることから、引き続き雇用率の維持向上を図るとともに、障がい者が職場に定着し、活躍できる環境づくりに取り組む必要があります。</p>	
目 標	①採用に関する目標	<p>毎年6月1日時点の障がい者雇用率が法定雇用率以上であること。（評価方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年の任免状況通報による把握と進捗管理を行います。
	②定着に関する目標	<p>本人の意に反した離職者を生じさせない。（評価方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 任免状況通報時に、前年度新規採用者の定着状況の把握と進捗管理を行います。
取組状況	①障がい者の活躍を推進する体制	<ol style="list-style-type: none"> (1) 総務課長を障がい者雇用推進者として選任し、障がい者の採用及び定着を図ります。 (2) 障がい者職業生活相談員を選任して相談体制を整備し、働きやすい環境を確保します。 (3) 障がい者が配属されている部署の所属長は、障がい者雇用推進者及び障がい者職業生活相談員と連携し、障がい者が活躍できる体制を構築します。

取組状況	②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	<p>(1) 本人の希望に応じて、事前の職場見学や職場体験の機会を提供します。</p> <p>(2) 障がいの状況等により、従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討を行います。</p>
	③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>(1) 募集・採用に際して以下の取扱いを行わないこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定すること。 ○ 自力で通勤できることといった条件を設定すること。 ○ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定すること。 ○ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定すること。 ○ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。 <p>(2) 障害特性に配慮した選考方法について工夫します。</p> <p>(3) 所属長による面談等により、障がい者である職員に対して必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要かつ適切な措置を講じます。</p>
その他		<p>国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づき、障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進します。</p>